

浜岡原子力発電所5号機 起動領域モニタの動作不良に伴う
運転上の制限からの一時的な逸脱について(続報)

平成 21 年 6 月 29 日

◆今回お知らせする内容

その後の状況	当該起動領域モニタ(※1)について、原子炉格納容器内の点検にあわせて、同エリアに設置されている信号ケーブルの触診や締め付け確認を行ったところ、検出器からの指示が正常な値へ復旧しました。 また、当該検出器、信号ケーブルおよび指示値の特性試験を実施し、健全であることを確認したこと、および、その後の指示も安定していたことから、平成21年6月26日午後8:50に除外を解除しました。
--------	---

◆これまでにお知らせした内容

(平成21年6月26日お知らせ済み)

対象号機	5号機 (調整運転中) :改良型沸騰水型、定格電気出力126.7万キロワット
発生年月日	平成21年6月26日
発生時の状況	5号機は、平成21年6月25日午後2時33分に原子炉を起動し、調整運転を開始しておりますが、本日、起動中の点検作業の一環として、原子炉格納容器内の点検を行うため、一旦原子炉出力を降下していたところ、午後3時30分、起動領域モニタを構成する10個の検出器うち1個の検出器の指示が変わらず動かない状態であることを確認しました。 このため、原子炉施設保安規定(※2)に従い、午後3時30分、運転上の制限からの逸脱を宣言しました。 その後、午後3時32分に当該検出器からの信号を除外することにより、運転上の制限内への復帰を宣言しました。 本事象による運転への影響はなく、調整運転を継続しています。
放射能の影響	本事象による外部への放射能の影響はありません。
原因	当該検出器の故障と推定しています。
お知らせ基準	「表1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。

※1 起動領域モニタは、原子炉起動時の低出力時に用いる中性子の計測装置で、10個の検出器を3～4個ずつの3つのグループに分けて構成されています。原子炉施設保安規定では、各グループについて、検出器1個分の信号まで除外可能としています。

なお、通常運転時は原子炉平均出力モニタで中性子を計測するため、起動領域モニタは使用しません。

※2 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。

以 上